

宮城県農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域の振興を図るため、中山間地農業推進対策の取組に要する経費について、事業実施主体に対し、予算の範囲内において宮城県農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)(以下「本交付金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。)、農山漁村振興交付金交付要綱(平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象等）

第2 本交付金の交付対象となる事業内容、事業実施主体及び交付率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画(国実施要領別紙様式第2号及び第3号)

(2) 国実施要領第3に定める団体規約等、直近の総会等の資料及び予算・決算資料並びに構成員及び連携団体等の活動内容がわかる資料(事業実施主体が市町村の場合を除く。)

(3) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第4 知事は、第3第1項の規定により本交付金交付の申請を受けた場合には、規則第4条第1項の規定により当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内で本交付金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費の配分の変更を必要とする場合は、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (2) 別表の区分の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用はしないこと。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式3号により知事の承認を受けること。
- (4) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の状況、経費の収入、その他交付金事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを本交付金の交付の年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による本交付金の交付の申請の取下げは、本交付金の交付の決定を受けた日から15日以内に行うことができる。

(取消し)

第7 知事は、次に掲げる場合には、本交付金の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 本交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する本交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る本交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前2項に規定する交付金及び加算金の返還期日は、当該命令のなされた日か

ら20日以内（ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、この期限によることが難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（状況報告）

第8 規則第10条の規定による報告は、各四半期（第1・四半期及び第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による実績報告書は、交付金事業の完了の日（交付金事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して1か月を経過した日又は県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別記様式第5号により知事に提出しなければならない。また、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

（交付金の額の確定等）

第10 知事は、第9に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、規則第13条の規定により、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が本交付金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項に規定する交付金の返還については、第7第4項の規定を準用する。

（交付金の交付方法）

第11 本交付金は、概算払により交付するものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

（財産の管理等）

第12 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業完了後においても善良なる管理者の注意をもつ

て管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第 13 規則第 2 1 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加額が 5 0 万円以上の財産とする。

- 2 規則第 2 1 条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）を勘案し、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 3 1 年農林省令第 1 8 号）第 5 条に定められている耐用年数に相当する期間とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認については、第 12 第 2 項の規定を準用する。

- 5 事業実施主体は、処分を制限された取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、国交付要綱別記様式第 9 号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の評価)

第 14 事業実施主体は、交付金事業における事業の評価について、国実施要領別紙様式第 7 号及び第 8 号により、事業が完了した年度の翌年度の 4 月末日までに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項による報告を受けた場合には、その内容を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対し、目標が達成されなかった原因と今後の対応方針を明確にするため必要な指導・助言を行うものとする。

(完了報告)

第 15 事業実施主体は、交付金事業における完了報告について、国実施要領別紙様式第 9 号により、事業が完了した年度の翌年度の 4 月末日までに知事に報告するものとする。

(その他)

第 16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る本交付金

に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本交付金に係る予算が成立した場合に、本交付金にも適用するものとする。

別表

区 分	事業内容	事業実施主体	交付率等	重要な変更
				事業内容等の変更
1 中山間地農業 ルネッサンス推進 事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業 推進対策）実施要領（令和2年4月1 日付け元農振第2670号農林水産 省農村振興局長通知）別表1の事項欄 の1に掲げる事業であって、同表の選 定要件を満たすものの実施に要する 次の経費 (1) 中山間地農業ルネッサンス推進 支援 (2) 元気な地域創出モデル支援	(1) 市町村 (2) 地域協議会（構成員として市町村を含 み、次に掲げる事項を定めた規約等につ いて、各構成員が同意した団体をいう。） イ 目的 ロ 構成員、事務局、代表者及び代表 権の範囲 ハ 意思決定方法 ニ 解散した場合の地位の継承者 ホ 事務処理及び会計処理の方法 ヘ 会計監査及び事務監査の方法 ト その他運営に関して必要な事項	定額（ただし (2)については 事業実施主体 当たり5,000千 円を各年度の 上限とする）	(1) 事業費の3割を超え る増減 (2) 事業実施主体又は事 業実施期間の変更
2 地域密着型農 業者等サポート体 制強化事業	農山漁村振興交付金（中山間地農業 推進対策）実施要領別表1の事項欄の 2に掲げる事業であって、同表の選 定要件を満たすものの実施に要する次 の経費 (1) コーディネーターの配置 (2) 課題解決のための支援	(1) 市町村 (2) 地域協議会（構成員として市町村を含 み、次に掲げる事項を定めた規約等につ いて、各構成員が同意した団体をいう。） イ 目的 ロ 構成員、事務局、代表者及び代表 権の範囲 ハ 意思決定方法 ニ 解散した場合の地位の継承者 ホ 事務処理及び会計処理の方法 ヘ 会計監査及び事務監査の方法 ト その他運営に関して必要な事項	定額（ただし事 業実施主体当 たり5,000千円 を各年度の上 限とする）	(1) 事業費の3割を超え る増減 (2) 事業実施主体又は事 業実施期間の変更